

国際知財司法シンポジウム2024(JSIP2024)

～日米欧における知的財産紛争解決～

裁判所パートの結果概要

知的財産高等裁判所判事 天野 研司

第1 はじめに

2024年10月24日、国際知財司法シンポジウム2024(JSIP2024)の初日として、裁判所パートのプログラムが実施された。欧州統一特許裁判所(UPC)、米国、英国(本稿では、イングランド及びウェールズを指す。)の各法域から裁判官、弁護士が来日し、各裁判所の手続に即した模擬裁判を実施したほか、パネルディスカッションに登壇した。

JSIP2024は、会場への参集に加えてウェビナー方式を併用するハイブリッド方式で実施され、裁判所パート(10月24日)、特許庁パート(同月25日)の2日間での参加者は、会場来場者が述べ約330人、オンライン視聴者が述べ約690人であった。会場来場者には同時通訳レシーバーのほかタブレット端末が配布され、模擬裁判事例、プレゼンテーションスライドを含む全ての資料が同端末上で閲覧可能となった。

シンポジウムの冒頭で、安浪亮介最高裁判所判事から、主催者を代表して、各国の実務家同士の相互理解を通じて、各国間の司法の連携がより一層緊密となることを願うこと、知的財産高等裁判所(知財高裁)がその一翼を担うビジネス・コートは、専門部門間の相互連携、デジタル化による効率化の積極的な推進、専門性・国際性の更なる充実・強化により、日本の民事司法の国際競争力を高めることを目指していること、JSIP2024における各国の民事訴訟手続の在り方についての議論が、民事司法全般への刺激となることを期待すること等を内容とする挨拶がされた。



安浪亮介最高裁判所判事による開会挨拶

裁判所パートは、模擬裁判、パネルディスカッションの二部構成で実施された¹。各プログラムの結果を報告する²。本稿中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

第2 模擬裁判－侵害訴訟における特許有効性の審理判断

1 目的

模擬裁判は、裁判所が主催するJSIPならではのメインコンテンツである。日本を含めた各法域の裁判官及び弁護士が法服その他の装いにより身なりを整え、仮想の事案を用いて弁論、判決といった民事訴訟手続の一端をコンパクトに披露するものである。

JSIP2024では、UPCの執務開始（2023年6月1日）から1年あまりが経過し、相応に判断が積み重なっている状況を想定して、特許権侵害訴訟の中で特許有効性を争う場合の手続や判断手法について、法域間の比較を試みることを主たる目的とした。

また、JSIPは、日本の裁判所（最高裁判所、知財高裁）が主催者に名を連ねる貴重な国際会議であって、先に紹介した安浪最高裁判事の挨拶にもあるように、国内の司法関係者が、海外の司法手続の一端に触れ、日本の司法手続との比較検討を通じて、知的財産権関係訴訟のみならず、広く、民事紛争解決全般についての在り方を考える契機としての役割も期待されている。このことから、裁判官と代理人との弁論でのやり取り、専門的知見を取り入れる際の基本的な考え方など、各法域における訴訟観が垣間見えるような模擬裁判を実現することを目指した。

2 模擬事例

上記の目的に照らし、模擬裁判の題材となる模擬事例として、特許実務に必ずしも精通していかなくとも直感的に分かりやすい単純なものであって、かつ、充足論（クレーム解釈）、無効論（進歩性）といった特許権侵害訴訟における典型的な争点を含むものを作成した。

具体的には、模擬事例は、知財高判平27・4・28（平成25年（ネ）第10097号）及びその原判決である大阪地判平25・10・24（平成23年（ワ）第15499号）に着想を得た特許権侵害訴訟の事案である。議論のために簡略化し、また、特許発明、主引用発明及び副引用発明も実事例から大幅な改変を加えた。

紙幅の都合上、事例の詳細を本稿に記載することが困難であるので、①原告が保有する特許権（本件特許権）に係る発明（本件発明）の詳細、②被告の行為、③主引用例に開示された発明（主引用発明）等は、知財高裁ウェブサイトのJSIP2024のページ

〈<https://www.ip.courts.go.jp/jsip/2024/index.html>〉を参照されたい。

3 争点の設定

議論を単純にするために、模擬裁判の争点を2点に絞り込んだ。

(1) 充足論の争点

充足論の争点として、被告製品の「貫通孔」が、本件発明の「貫通孔」に当たるかという点を議論してもらうこととした。本件明細書では、本件発明が解決すべき課題として、貫通孔から水

1 模擬事例作成や各法域制度調査等、裁判所パートの実施に向けては、林いづみ弁護士、小池眞一弁護士、松永章吾弁護士、乾裕介弁護士、松下外弁護士を始め、多数の弁護士、裁判所関係者から多くの基礎資料や助言をいただいた。

2 当日のプログラムを撮影した動画は、最高裁行政局YouTube 〈https://www.youtube.com/channel/UC8e_LoV04a5G254ry87EaoQ〉にて視聴できる（会場音源版、日本語版及び英語版がある。）。